

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年3月1日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 理事 坂本 修

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 生産者交付金交付システムの保守・運用サポート業務
- (2) 仕様 仕様書のとおり（入札説明書に付属）

2 契約期間等

- (1) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (2) 履行場所 東京都港区麻布台二丁目2番1号
独立行政法人農畜産業振興機構

3 競争に参加する者に必要な資格

次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 「競争参加資格審査等事務取扱要領」（平成15年10月1日付け15農畜機第152号-4）第6条及び第7条に該当しない者であること。

※「競争参加資格審査等事務取扱要領」（抜粋）

（有資格者としなない者）

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に該当する者を有資格者にしなないものとする。

（有資格者としなないことができる者）

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者としなないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

（1）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者

（2）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

（3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（4）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（5）正当な事由がなくて契約を履行しなかつた者

（6）資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者

（7）資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であつて納期の到来したものを当該申請の時までに納付してない者

（8）前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しなない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者

（9）その他有資格者と認められなない相当な事由がある者

2 前項の規定にかかわらず、契約に係る指名停止等の措置基準（23農畜機第2236号。）の定めるところにより、有資格者を一定期間機構の契約に係る競争に参加させなないことができるものとする。

（2）入札時において、令和1～3年度独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格における役務等の「情報処理」及び「ソフトウェア開発」に登録されている者であること。又は、令和1・2・3年度全省庁統一資格における役務の提供等の「情報処理」及び「ソフトウェア開発」に登録されている者であること。

（3）入札説明書の交付を受けた者であること。

（4）入札説明書に示す内容を理解できること（入札公告の日以後入札日前日まで、当機構内に限りシステム基盤設計書、機器設定設計書、操作手順書等の閲覧を許可する。内容の説明は行わなない。希望する際は予め4の担当者に連絡をし、閲覧日時を調整すること。）。

- (5) 入札説明書の交付を受けた者は入札日までにこれを返却することとし、メールにより交付を受けた場合は、電子データを消去することとする。なお、本業務の落札者に関しては、入札結果の確定後、業務委託契約及び機密保持契約の締結に際し、機構から改めて仕様書を提供する。
- (6) 最新の「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」に準拠して業務を行うこと。
- (7) ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 にて ISMS 認証を受けていること。
- (8) 次の資格要件を満たすこと。
- ① 本仕様書に示すシステム環境と同規模のシステム環境を対象とした保守及び運用サポートもしくは開発の実績を、本委託業務を担当するチームの技術者が有していること。
 - ② 本委託業務のオンサイト対応を担当する全ての技術者が、SQL Server 認定又はこれらの資格保有者と同等以上の知識を有すると機構が認める資格を有していること。
 - ③ ①及び②の条件を満たすことを示す任意様式の資料に認定証書等の写しを添えて、入札日の1営業日前の17時まで（必着）に本委託業務の入札担当者に郵送し、機構の確認を受けること。
 - ④ 仕様書別紙4の各要件（機構が定める「外部委託における情報セキュリティの確保に関する規程」の第5）を満たす者であること。
- (9) 契約候補者として特定された場合、契約時に機密保持契約書を締結できる者であるとともに、本業務で取扱う機密情報については海外のデータセンター等設備を利用しないこと。
- (10) その他入札説明書で定める要件を満たせる者であること。

4 問い合わせ先

東京都港区麻布台二丁目2番1号（麻布台ビル北館4階）

独立行政法人農畜産業振興機構 特産業務部特産原料課 宅間（たくま）

電 話 03 (3583) 8774 F A X 03 (3583) 8758

E-M a i l jun.takuma（アットマーク（注））alic.go.jp

（注）（アットマーク）は、「@」に置き換える。

5 入札説明会

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、入札説明会は開催しない。
仕様書に関する質問等については、4の問い合わせ先のE-Mailにより対応する。

6 入札説明書の交付

(1) 交付期間

令和3年3月1日（月）から令和3年3月22日（月）

ただし、平日の12～13時及び土日祝日を除く10～17時まで。

(2) 交付方法

4の問い合わせ先に、入札説明書交付希望の旨を連絡すること。

入札説明書の交付は、原則メールで送付するものの、郵送での資料交付を希望する場合、「郵送希望」と朱書きすること。なお、対面による交付は行わないものとする。

7 入札及び開札の日時・場所

(1) 日時 令和3年3月23日（火）15時00分

入札後、直ちに開札を行う。

(2) 場所 独立行政法人農畜産業振興機構 北館6階中会議室

(3) 入札方法について

本入札は、郵便または信書便のみ（以下、「郵便等」という。）のみにより実施する。

入札参加を希望する者は、入札説明書に定める入札書等の必要書類を、4の問い合わせ先に、引受日及び配達日が当該郵便または信書便を取り扱う事業者において記録される郵便等により 令和3年3月22日（月）17時までに提出すること（期限必着）。なお、提出に際しては、予め4の問合せ先にE-Mail等により連絡すること。

郵便等の発送に当たっては、入札書を封かんした封印用封筒のうち、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」、再度入札以降の入札書在中の封筒には「2回」「3回」等記載して、それらをまとめ、別の封筒に封入す

ること。

※入札の公平性、透明性を確保するため、入札書については密封の上、4の担当者宛に郵便等により提出すること。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による提出は受け付けない。

8 独立行政法人の契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとする。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区
分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供する情報

①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職
名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争の参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件
に違反した入札は無効とする。

(4) 入札明細書の提出

入札にあたっては、入札金額の明細書も提出すること。

(5) 落札者の決定方法

独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付け
15農畜機第152号-2）第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制
限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) その他

詳細は入札説明書による。